

岡山県税条例の一部を改正 する条例の専決処分について

平成21年度税制改正を行うため、地方税法が3月末までに改正される予定となっているが、法改正が行われた場合、4月1日から条例を施行して、同日から適用する必要があるものがあるため、これに対応できるよう県税条例を専決処分により改正するものである。

[条例改正の主な内容]

1 道路特定財源の一般財源化に伴う改正

目的税とされていた自動車取得税及び軽油引取税が地方税法上、普通税と位置付けられることを踏まえ、これらの税を普通税とする。

2 景気対策の一環としての改正

(1) 自動車取得税

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に低燃費車又は低公害車等の「新車」を取得した場合に係る自動車取得税の税率を時限的に軽減する。

(附則第18条関係)

車 種		税 率 本来税率 → 軽減税率 (軽減率)
電気自動車	自家用車	5.0% → 0% (100%軽減)
天然ガス自動車 ハイブリッド自動車等	営業用車 軽自動車	3.0% → 0% (100%軽減)
次の2つ要件を満たすバス・トラック (3.5t超) ・平成27年度重量車燃費基準達成 ・平成21年排出ガス規制適合	自家用車	5.0% → 1.25% (75%軽減)
	営業用車	3.0% → 0.75% (75%軽減)
次の2つの要件を満たす乗用車等 ・平成22年度燃費基準25%上乘達成 ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	自家用車	5.0% → 1.25% (75%軽減)
	営業用車 軽自動車	3.0% → 0.75% (75%軽減)
次の2つ要件を満たすバス・トラック (3.5t超) ・平成27年度重量車燃費基準達成 ・平成17年排出ガス基準10%低減達成	自家用車	5.0% → 2.5% (50%軽減)
	営業用車	3.0% → 1.5% (50%軽減)
次の2つの要件を満たす乗用車等 ・平成22年度燃費基準15%上乘達成 ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	自家用車	5.0% → 2.5% (50%軽減)
	営業用車 軽自動車	3.0% → 1.5% (50%軽減)

(2) 不動産取得税

住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置 (本則4% → 3%) 及び宅地評価土地の課税標準を価格の1/2とする特例措置の適用期限をいずれも平成24年3月31日まで3年間延長する。

(附則第15条及び附則第17条の3関係)

※ 平成21年度税制改正のうち、住宅ローン特別控除等に係るものについては、6月議会に改正条例案を諮ることとしているため、今回の専決処分の対象としていない。